

第212回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 全項目評価書（再実施）】（財政局税制課、税務課）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 個別説明事項</p> <p>報告案件1 横浜市立大学への空家相談情報の提供について（建築局住宅政策課）</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））（54件）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書（13件）</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書（9件）</p> <p>ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（5件）</p> <p>エ 個人情報ファイル簿変更報告書（3件）</p> <p>(4) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項）</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和5年10月16日記者発表分まで）</p> <p>(2) デジタルを活用した新しいワークスタイル「Link-Up! YOKOHAMA」について</p> <p>(3) 「令和5年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(4) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和5年10月25日（水）午後2時から午後3時30分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員（全員WEB会議により参加）</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>事務局</p>	<p>前田市民情報課担当課長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項について、承認する。</p> <p>・報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第212回横浜市個人情報保護審議会を開始します。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、委員全9名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しております</p>

ことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。
(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。はじめに、第211回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務全項目評価書(再実施)】(財政局税制課、税務課)

(中村会長) それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に、案件1「いわゆるPIAの第三者点検の実施について【地方税に関する事務】」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました審議案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 税務は番号法の本丸です。「犯則調査も含む」とあります。横浜市では税務調査はどのぐらい行われていますか。

もし犯則調査も行われているなら教えてください。住民税の調査はほとんど税務署でします。あるとすれば、固定資産税でしょうか。法人・住民税で国のものと課税標準が違うのかもしれませんが。どうでしょうか。

(所管課) 調査の考え方によって違います。個人市民税の給与支払報告書でいうと、百数十万件の課税資料を集めます。滞納整理の調査では、基本的には集めた課税資料を基に勤務先に対する照会を行ったりします。恐らく10万件単位の調査を行っています。

(板垣委員) ここで言った「税務調査」とは、抜き打ち検査のようにして脱税している疑いのある会社に行き、帳簿の提出を求めるようなものですが、あのような調査もやっているのですか。

(所管課) 税目を合わせると10万件単位になると思いますが、手元に資料がないので分かりません。

(板垣委員) 住民税は国税のデータを使っていると思うのでそんなに行っていると思えないのですが。

(所管課) 住民税は、基本的に1月1日に住んでいる人に申告の義務が生じます。

1月1日に住所がある人の台帳を作成し、その人の課税資料があるか、扶養に取られているかどうかの調査をします。何も資料がない人は実際、現地に行つて調査します。会えないことも多いですが、個人が実際にそこにいるか調査します。

(板垣委員) 犯則調査は国税が裁判所で行うもので、よほど悪質なものに対して行うものです。地方税でもできることはできると思います。実際行っているものなのですか。

(所管課) 基本的に未申告調査は、手紙を送るか直接行くか、何らかの調査はしています。課税されている中身や、ほかの所得の有無までの調査はできていません。住民票から作った台帳で調査しています。法人に対しても同じです。

(板垣委員) 横浜市は一番大きい自治体なので、そこでやっていないなら他もやっていないでしょう。どんなものなのか関心がありました。

(中村会長) 今回の資料では、新しいシステムとして、法務局登記情報連携システムが追加されます。固定資産税等の関係での情報のやり取りかと思えます。全項目評価書12ページの表を見ていると、法務局から地方税電子申告システムへの矢印が記載されていません。今まではどのようにして情報を取っていたのですか。

(所管課) これまでは法務局から書面でもらい、職員が入力していました。今回システム的に連携します。

(中村会長) 今回システムが導入されても、法務局からもらう情報としては同じ範囲ですか。

(所管課) 基本的にはそうなります。

(中村会長) 附帯意見とすべきご意見はなかったと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

3 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件1 横浜市立大学への空家相談情報の提供について(建築局住宅政策課)

(中村会長) それでは次に、「3 報告事項」の(1)個別説明案件の報告を行います。最初に報告案件1「横浜市立大学への空家相談情報の提供について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件1に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 3ページの「4 提供する個人情報の項目」で、今回、提供する個人情報に(5)「対応時間」とあります。どのような必要性から提供するのですか。

(所管課) 各相談に対してこのような対応時間もシートとして一元管理して入れ

ています。相談に対してどのぐらいの時間がかかったかというのも一つの分析材料として確認したいということで提供することを考えています。

(中村会長) これは一つのシートがあり、そこに記載されている内容ということですか。

(所管課) そうですね。対応時間も項目になっているということです。

(鈴木委員) 利用期間が終了した時点で、データを入れた媒体を返却してもらうという理解でいいですか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 確実に回収できたかを管理するリストはあるのですか。今回は1件だけですが、利用者が複数存在し、その中の誰かから回収漏れがないような管理体制にしているのですか。

(所管課) この相談案件については、横浜市大の齊藤教授に提供した以外はありません。職員の異動があった際にも、確実に回収するよう引継ぎしていくことを徹底していきます。

(鈴木委員) 市全体でこのような個人情報の提供が複数ある中、どのように管理していくのかというところは考える必要があるのかもしれない。

(後藤委員) 相談内容には、相手の家庭の事情等といった機微な情報が入っているのか気になりました。要求事項の中で「ちゃんと管理するように」となっているのかもしれませんが、データ分析をするコンピューターやクラウド環境に関し、サイバーセキュリティ上「適切な管理をしている」とはここでは特に入れないのでしょうか。コンピューターウイルスやマルウェアもあるので、私たちは本当に機微な情報を扱うときは、建物や部屋も厳重に管理しています。今回はそこまでではないのだらうと思いますが、先生のほうで「コピーをきちんと管理する」程度でよいのか気になります。厳しく管理する場合は、普段使うパソコンの種類等全部特定することもあります。今回はどのレベルで考えているのでしょうか。

(所管課) 相談内容は、家族の状況等、家庭に関わる事情もあるにはありますが、情報はかなり丸めた表現にしており、個人を特定できる形にはせずに記載しています。そういったことを十分注意してやっていますので、今回は、特にセキュリティ環境までは求めず、しっかり管理することを求めるだけになっています。

(後藤委員) 提供する情報自体に本当に機微な情報をなくす条件で渡しているということで、今回の要求事項になっていると理解しました。

(吉田委員) 提供する情報に名前や住所は入っていませんが、個人情報を含む形で得られた情報なので出てきているのでしょうか。

(所管課) 実際に受けるときも、特に名前等は聞いておらず、相談内容について記録に残しています。

(吉田委員) それは個人情報なのでしょうか。

(所管課) こちらで消した相談内容として、町内会の名前やその会長だということが具体的に書いてある部分です。そのまま出してしまうと個人情報だと考えますので、そういうところは削除等の加工をしています。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、報告案件1については、報告資料のとおり進めていただくということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

4 その他

(2) デジタルを活用した新しいワークスタイル「Link-Up! YOKOHAMA」について

(中村会長) 次に、順番が前後いたしますが、先に「4 その他」の「(2) デジタルを活用した新しいワークスタイル「Link-Up! YOKOHAMA」について」御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) 本件は、個人情報保護の観点から非常に大きな問題を含んでいるように思います。

(三品委員) 今回は取組2と取組3が問題になると思います。3ページで「東京都、神奈川県は自席端末持ち運び方式による」との記載があります。他にどんな方式があり、その差異はどんなものですか。

(所管課) 横浜市でテレワークしようとした場合は、テレワーク専用端末を外に持ち出し、自席にある端末にリモートで乗り込みます。それが一つ目のやり方です。もう一つがVDI方式です。庁内のサーバーに仮想の端末を構築し、外部から乗り込みます。今回私たちが実施しようとしているのは、そういったVDIや自席端末がなくても、個人のスマホやパソコンから庁内のネットワークにアクセスできます。

(三品委員) VDIについてどこまで理解できているのか自信がありません。今回は、インターネット接続系の情報であれば個人所有のスマホやタブレットからもアクセスしていきます。横浜市としてハードを渡して「これしか使えない」ということにはしないということが肝でしょうか。

(所管課) そうです。ハードを渡すとどうしても費用がかかります。そのハードの管理もしていかなければなりません。アプリを使う場合には、そのアプリだけを渡せばよいこととなります。

(三品委員) ハードを貸し出すことにより、そのハード自体をどこかに置いてきてしまったりするということがあります。そういうリスクよりは、アプリとして管理するほうがより安全だということですか。

(所管課) 安全性としてはそれぞれで実現方法はあります。より幅広く、多くの職員が新しい働き方を実現できるように、コスト面も勘案して今回の方式を採用しています。

(大谷委員) 私の勤務先等でもなじみのあるシステムです。特に不安は感じません。やはりそれぞれ新たなリスクはあるかと思います。多要素認証を採用しますが、端末を限定するのはIPアドレス等による特定をするのか、端末の中に認証アプリを別に入れて、それに基づく認証をするのでしょうか。具体的にどのような方式になりますか。

(所管課) それぞれのデバイスごとにユニークIDを生成する仕組みを持っています。そのユニークIDを鍵にして、クラウドサービスに接続するときにデバイス側の鍵とクラウドに格納されている鍵の整合を確認します。この鍵につい

て、ユーザーは普段のスマホの画面からは確認できません。盗み見るのが難しい仕組みになっています。

(大谷委員) ID やパスワードはそのデバイス内に保存される形が多いと思います。端末を紛失した場合、拾得した人が利用できてしまう可能性があります。生体認証等するのであれば、他人がアクセスすることは防げると思います。ただ、生体認証機能を持っておらず、ID、パスワードで入るときに、端末が覚えてしまうとうとうしようもないところがあります。そこを防ぐ対策が必要です。モコナビのシステムの中にそういう安全対策も含まれていると思います。よく確認してください。これはマイクロソフト 365 でも同様に言えることです。システムの中に入る仕組みはかなり厳格になっており、データの暗号化もされています。一度、正常な権限者だと判定されてしまうと相当のことができてしまいます。後からアクセスログも確認しにくくなります。ユーザー認証の仕組みをしっかり持つておくことが必要だと感じました。今、外部の会議は Webex でしています。今後、Teams で会議をすることになるのでしょうか。

(所管課) 庁内の会議は Teams を使っていくことになります。外部の会議は相手の環境にもよりますが、基本は Teams を使っていくことになるのかなと思います。

(大谷委員) Teams でのやり取りは個人にしか分かりません。それは一つの安全性でもあり、市職員のプライバシー保護にはつながっていると思います。逆に組織で利用するとき、不正がなされていないかの確認が難しくなっているのが困ったところです。Outlook のように外部通信が発生すると、一定のツールを導入することによりモニタリングできます。Teams に限らず、マイクロソフト製品はどんどん更新が進んでシステムの構成が変わっていきます。ツールを導入しても追い付かないところがあり、悩み事でもあります。

(加島委員) 東京都が一昨年、マイクロソフト 365 に変えました。原則的にほとんど Teams でやることにはしましたが、今までどおり Webex でやる局も残しています。横浜市の方針で Teams に変えるのなら仕方ありませんが、Webex が使いやすいので個人的には今までどおり Webex でやりたいです。東京都も Teams に変えて、各部署でかなり不満が出たようです。外部の先生から「Webex でやってくれ」という声が大きく、ある局ではそのまま続けています。もう少し皆さんの意見を聞いてやったほうがいいと思います。ただ、マイクロソフト 365 を買うと Teams は無料です。Webex はお金がかかります。予算的な問題もあるかとは思いますが。

(後藤委員) 技術的には非常にまっとうなクリエーションだと思います。横浜市の対策チームは非常に信頼しています。モコナビやマイクロソフト 365 と連携する庁内システムの部分が一番ポイントかと思っています。10 ページに今後の計画まで書いてありました。横浜市の職員は人数が多く、会計年度任用職員もいるし、連携している部署の人等もいます。ギグワーカーもいるかもしれません。今後、どの程度まで対象にして契約しているのか気になりました。最初に入れようとしている技術はいいですが、安全に運用できているかどうかモニタリングをきちんとし、課題がないかチェックするプロセスが大事です。この資料だと「今年度準備、来年度から」とあります。規模を拡大したり、どんな判断基準で次のステップにいくかの計画が大事です。日本全国でこの手の DX の動

きが期待されています。横浜市の取組をきちんと評価したレポートを、デジタル庁や総務省、他の市町村にアピールする計画はあるのでしょうか。

(所管課) モニタリングは非常に重要です。今回構築するデジタルインフラをどのように使っていくか、我々だけではなく、ルールを所管している他部署も一緒に考えていかなければいけません。11月からプレ運用として、1,000名規模で始めようと思っています。労務やサービスを所管している部署、文書所管部署等も巻き込み、どうやって運用するのがベターかきちんと検証しながら全庁展開していきたいと考えています。「Link-Up! YOKOHAMA」の取組については昨年度、デジタル庁等とも少し意見交換しています。「ゼロトラストの促進にも使えないか」という議論をしたこともあります。そういった関係性も生かしながら、今回の取組やそこで得られた成果等も共有し、アピールしていきたいと考えています。

(三品委員) 今回、個人の端末でアクセス等が予定されています。通信やセキュリティシステムは、個人のスマホやタブレットによることになると思います。個別の職員や会計年度任用職員、ギグワーカーへの経済的な補助は考えていますか。

(所管課) 「Link-Up! YOKOHAMA」を進めるにあたり、職員にグループインタビューしました。「一番したいことは、ちょっとしたスケジュール確認やちょっとしたメールチェック」という声が非常に多かったです。一方、「やはり仕事とプライベートは分けたい」という人もいます。それぞれの働き方によって柔軟に使いこなせるツールにしたいと考えています。今回のモバイルアクセスについては希望制にして、職員に使ってもらおうと思っています。デバイスや通信の費用は個人持ちでお願いしようと考えています。グループインタビューで「そういったツールが使えるとしたら、個人で費用負担することについてはどうか」とも聞いてみました。今、既にスマホでほかにも色々なコンテンツを使っている中で、スケジュールやメールチェックぐらいであれば、そんなにパケットを消費するわけでもないのだから、「そんなに気にならない」という声も聞きました。「仕事とプライベートを分けたい」という人もいますが、これが非常に便利であることが伝わることで、他の皆さんにもどんどん広まっていけたらいいと考えています。

(中村会長) システム自体の安全性については、今、委員の先生方から色々と聞いて問題なく感じました。システムよりも人的ミスがやはり想定されます。今後、活用上の課題や留意点を把握して周知していくのだと思います。非常に重要なところだと思うので、ここはしっかり対策したほうがいいと感じました。それでは、この件については、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

3 報告事項 (2) (3)

4 その他 (1)

(中村会長) それでは次に、「3 報告事項 (2)、(3)」、「4 その他 (1)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

	<p>(事務局) <資料に基づき説明> (中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思いま す。 (加島委員) 漏えい事故報告について、別冊3の30ページで、児相職員が実母の ところに里親の顔写真、名前、携帯番号の書類を忘れたという件があります。 昨年、児相は第三者で現地調査をしました。実母に里親の情報を渡す場合もあ りますが、ほとんどが渡していません。実母が里親のところに押しかけてくる ケースがあると聞いています。こういう事態は本当に由々しきことです。相手 が開封していなかったのよかったです、大きな事故になりかねません。再 発防止を徹底してください。 (事務局) 審議会で意見が出たことを伝えます。 (中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) では、了承します。</p> <p>4 その他</p> <p>(3) 「令和5年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(中村会長) 次に、「4 その他」の「(3)「令和5年度 個人情報取扱事務に関す る実地調査報告書」について」の報告を受けたいと思います。まず事務局から 説明をお願いします。 (事務局) <概要説明> (第三者評価委員会 加島委員長) <資料に基づき説明> (中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。御意見がなければ、 審議会として承認するというところでよろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) それでは、承認といたします。ありがとうございました。 (中村会長) 本日子定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありまし たら、お願いします。 (事務局) 次回の日程でございますが、令和5年11月29日水曜日の、午後2時 から、本日と同じくWEB会議での開催となります。WEB会議システムの接続確 認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますよう お願い申し上げます。事務局からは以上でございます。 (中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。 【閉 会】</p>
資料 特記事項	1 資料 (1) 第212回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第212回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和5年11月29日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和5年11月29日第213回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。